

令和2年7月31日

第73期司法修習生 各位

司法研修所事務局企画第二課

成績通知の申出等について（通知）

司法修習生の修習及び考試に関する成績通知の申出等について、下記のとおりお知らせします。

記

1 通知の対象となる成績

- (1) 分野別実務修習、選択型実務修習及び集合修習の成績
- (2) 考試の成績

2 通知対象者

考試の全科目を受験した者で、1に定める成績の通知を希望する者。ただし、修習の終了の有無は問わない。

3 成績通知の申出先

- (1) 修習中

司法研修所事務局企画第二課調査係

- (2) 修習終了後

司法研修所事務局総務課庶務係

なお、郵送の場合は、封筒の表に「成績通知希望」と朱書きする。

4 提出書類等

- (1) 成績通知申出書（別紙様式により作成したもの）2部（うち1部は写しで可）
- (2) 本人確認書類

ア 修習中

司法研修所長発行の身分証明書の写し（持参の場合は提示でも可）又はイの(ア)～(オ)のいずれかの写し

イ 修習終了後

次のいずれかの写し（ただし、マイナンバーの記載があるものを除く。）

- (ア) 運転免許証
- (イ) 健康保険被保険者証
- (ウ) 外国人登録証明書
- (エ) 住民基本台帳カード
- (オ) その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類
- (カ) 司法修習の終了証書
- (キ) 裁判官、検察官及び弁護士は、所属庁又は日本弁護士連合会発行の身分証明書

なお、(ア)～(オ)については、申出書記載の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されているものとする。また、司法修習終了後に改姓等した者は、その事実を疎明する公文書（戸籍謄本等）の写しも提出する。

(3) 返信用封筒（長形3号：長さ23.5cm、幅12cm）

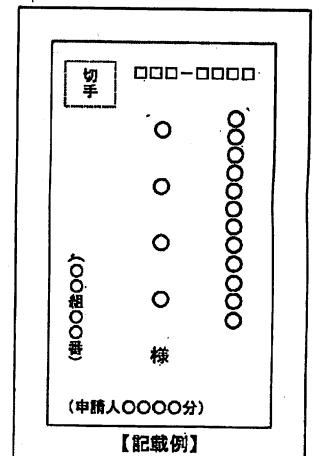
普通郵便料金相当分の切手を貼付し、希望する送付先の郵便番号及びあて先並びに修習の組及び番号を明記したもの（封筒のあて先が申請人以外の場合は、封筒表面左下余白に申請人○○分と（ ）で記載する。）

5 成績通知の方法

司法修習終了日後、4の(3)の封筒で郵送する。

6 第73期司法修習終了直後の申出について

短期間に大量の申出がされることから、成績通知書の作成には相当の時間を要するため、令和2年12月16日までに提出されたい（必着）。なお、同月17日以降の到着分については、令和3年3月以降の郵送となる場合がある。



(別紙様式)

令和 年 月 日

成績通知申出書

最高裁判所 御中

司法修習期 第73期 組 番

(フリガナ)

氏 名

(旧姓)

生年月日

年 月 日

(生年月日は外国籍の者を除き和暦で記載してください。)

住所(居所)

〒

電話番号

次の成績の通知を受けたいので、申し出ます。

修習

考試(令和 年 月受験) (希望する□にチェックを付してください。)

※申出に当たっての注意事項

1 通知対象者

考試の全科目を受験した者(ただし、修習終了の有無を問わない。)

2 提出先

現在修習中の者は、司法研修所事務局企画第二課調査係(〒351-0194 埼玉県和光市南二丁目3番8号)に、それ以外の者は、司法研修所事務局総務課庶務係(同所)に郵送又は持参する。郵送の場合は、封筒の表に「成績通知希望」と朱書きする。

3 提出書類等

ア 成績通知申出書2部(うち1部は写しで可)

イ 本人確認書類(申出書記載の氏名及び住所(居所)と同一の氏名及び住所(居所)が記載されている運転免許証、健康保険被保険者証等の写し等(ただし、マイナンバーの記載があるものを除く。)のほか、司法修習の終了証書の写しも可。裁判官、検察官及び弁護士は、所属庁又は日本弁護士連合会発行の身分証明書の写しも可。司法修習生は、司法研修所長発行の身分証明書の写しも可(持参の場合は提示でも可。))

ウ 修習終了後に改姓等した者は、その事実が明らかとなる公文書(戸籍謄本等)の写し

エ 返信用封筒(長さ23.5cm、幅12cmの定形サイズ(長形3号)で、普通郵便料金相当分の切手を貼付し、希望する送付先の郵便番号及び宛先並びに修習の組及び番号を明記したもの(封筒の宛先が申請人以外の場合は、封筒表面左下余白に申請人〇〇分と()で記載する。))